

【令和５年第１回定例会 健康福祉委員会委員長報告資料】

令和５年３月１７日 健康福祉委員長 矢沢 孝雄

○「議案第７０号 川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

*** 児童が交流する際の職員の配置について**

基準に定められた職員を配置することが前提となり、保育所及び児童発達支援事業所が互いに基準を遵守することで児童の交流が可能となる。

*** インクルーシブ保育導入に伴う障害児への配慮について**

条例上、「障害児の支援に支障がない場合」において、一体的な支援を行うことができるものとしている。国が示した留意事項によると、児童の発達の特性を理解し、状況に応じた適切な支援を行うこととされている。

障害特性等に応じて、複数のグループを形成し、一部の障害児のみの交流を促すなど、発達の状況に応じた適切な支援を行う。また、障害児の障害特性等に係る共通理解が図られるよう、保育士等において支援内容を互いに検討することとしている。これらの方法により、安全な支援体制を構築し、支援に支障が生じないよう配慮していく。

《意見》

*** 本条例改正により、障害を持つ児童の発達を促すことにつながるため、引き続き、取組を進めてほしい。**

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第７１号 川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決